

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年4月23日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された「全国自治協会町村有自動車共済業務規約の範囲内の町が当事者である和解及び損害賠償の額を定めること」について、次のとおり専決処分をする。

令和 7 年 12 月 5 日に、葉山町堀内 988 番地において、塵芥収集車が相手方の駐車場に設置されたワイヤーメッシュフェンスに接触し当該フェンスを破損させた事故について和解し、及び損害賠償の額を決定する。

- 1 相 手 方 横浜市西区みなとみらい三丁目 1 番 1 号  
株式会社横浜銀行
- 2 損害賠償額 167,200 円
- 3 和解の内容 損害賠償のほか、町と相手方との間に一切の債権債務関係がないことを確認する。

令和 8 年 3 月 17 日

葉山町長 山 梨 崇 仁

## 事故の概要

令和7年12月5日午後3時43分頃、葉山町堀内988番地において、葉山町クリーンセンター清掃作業員の運転する塵芥収集車が交差点を左折したところ、横浜銀行葉山支店駐車場に設置されたワイヤーメッシュフェンスに接触し、当該フェンスを破損させたもの。

### 1 和解の相手方

横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号  
株式会社横浜銀行

### 2 和解の内容

- (1) 町は、相手方に対して、本件事故に関する損害賠償金として、破損したフェンスの修理に要した費用167,200円を支払う。
- (2) 町及び相手方は、本件示談のほか、町と相手方との間に一切の債権債務関係がないことを確認する。

### 【事故発生状況図】

